

「廃プラ」は焼かない 捨てない 集めよう

～守ろう環境 生かそう資源 育てよう産地～

● 始良地区では、地域ぐるみの再生処理を推進しています ●

- 農業用廃プラスチック類の処理を産業廃棄物処理業者に委託すると「マニフェスト」の交付や別途、産業廃棄物処理業者との処理委託契約を結ぶ必要があります。
- 始良地域協議会ではマニフェスト交付等の事務を代行するシステムができています。
- 始良地域協議会では、環境にやさしく資源を有効利用できる、「再生処理」を進めています。

●なぜ、適正処理をしなければいけないの？●

- 農家の皆さんが排出する農ビやポリマルチ等は、「産業廃棄物」です。
- 自分の家で焼いたり、自家所有地に埋立てることは「廃掃法」により禁止されています。
- 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、排出事業者（農家）の自らの責任で適正に処理することが義務づけられています。

■ 20g以上のポリタンク、金属、グラスファイバー、アルミ袋など回収できない物に関しましては、受け取りをお断りしておりますので、ご了承お願いいたします。

野焼き・不法投棄は
法律で禁止
されています。

野焼きの禁止
山林等への投棄の禁止



罰則 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金またはこれらの併科
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条

不適切な処理は環境に悪影響をおよぼします

適正処理の
基本的な考え方と
回収処理・経費徴収
システム

地域農業用廃プラスチック類
適正処理推進協議会

(農業者に代わって下記事務の代行ができます)

● 処理業者との委託契約 ● 回収処理費用の徴収・支払い ● マニフェストの発行



● 農業用廃プラスチック類の梱包の方法は？ ●

- 塩化ビニールフィルム、ポリエチレンフィルム等の種類別に分別してください。
- 土や砂はできる限り取り除き、針金等の異物は絶対に混入させないでください。

- 大きさは横1m、縦0.5m
- 重量10～20kg
- 農家名を記入する

■ 同じ種類のひもで3ヶ所をしばり、適切な梱包をしてください。

★塩化ビニールフィルム

- ① 取り外したビニールをハウスのわきにまとめる。
- ② 泥やゴミ等を落とす。
- ③ ビニールを束ねて約1m幅につづら折りにする。
- ④ 持ちやすいように、3カ所をしばる。

農業用廃プラスチックフィルムの見分け方

■ 塩化ビニールフィルム (農ビ)

統一マークの表示

農ビ 概ね1mおきに青字で印刷

主な用途

- ・ハウス用被覆ビニール
- ・トンネル用被覆ビニール

★ポリエステルフィルム

※機械などによりまきつける方法でもよいです。
※白と黒を区別してください。

- ① 取り外したポリをわきにまとめる。
- ② 木杭を1m間隔で打ち込みビニール等を巻きつけていく。
- ③ 3カ所を結束する。1梱包10～20kg程度。
④ 片側1カ所を切断する。
- ⑤ 杭からとりはずした状態、切るのは1カ所が良い。

■ ポリエステルフィルム (農ポリ)

統一マークの表示

PE 印刷されていないものが多いが、概ね1mおきに青字以外で印刷

主な用途

- ・マルチ(白、黒等)
- ・内張りカーテン
- ・ハウス用被覆ビニール

★農業空容器の梱包

ポリの容器に限る。
使い切ったもので軽く水洗いしたものをキャップを外し、ラベルをはがし、それぞれ別の透明なポリ袋に入れ、ポリ紐で口をしばる。
(農業が残らないよう又使用時は使い切る)

★田植箱・育苗トレーの梱包

ポリ紐で十字にしばる(泥は落とす)

田植え箱は10～15枚程度
育苗トレーは薄いの
で50枚程度

梱包は適正に

(下記の方法では行わない)

ふろしき包み状のもの
肥料袋に入れたもの
ワイヤー線・針金で梱包したもの

異物は絶対に混入させないで!!
ハトメ、ワイヤー線、石、トンカチ、カマ

★ブルーシート等の梱包

ポリ紐
←金のハトメは外す

ポリ紐で十字にしばる。

★肥料袋の梱包

- ① 同じ種類の袋を2つ折りにして重ね合わせる。
- ② ポリ紐で20～30枚程度を十字にしばる。

★飼料袋等の紙袋の梱包

紙だけの物は、そのまま30枚程度を紙ヒモで十字にしばる。紙袋がポリと2～3構造になっているものは、ポリと紙に仕分けてだす。梱包は紙は30枚程度を紙ヒモで十字にしばる。ポリはポリの方法で梱包する。計量については、いずれもポリで計量する。(処理単価もポリと同等)

農業用廃プラスチック類は地域ぐるみで回収し適正に処理しましょう!!

始良地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会

(事務局: あいら農業協同組合経済部経済課 TEL0995-55-7311 FAX0995-55-7211)

令和五年度 農業用廃プラ類回収にあたって 委任状・貯金口座振替依頼書の提出について

かねてより廃プラ類回収にあたって、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業用被覆プラスチックフィルム・マルチフィルム等、法に基づき産業廃棄物として皆様方のご協力で適正な処理を行って参りました。

つきましては、回収時別紙の委任状・貯金口座振替依頼書が必要ですので、
当日貯金通帳と届出の印章をご持参のうえ、委任状・貯金口座振替依頼書を提出していただきますよう、
よろしくお願ひします。

お問い合わせ先

西部地域営農センター/始良市寺師818番地7	☎65-2041
中部地域営農センター/霧島市溝辺町有川320番地	☎64-9891
北部地域営農センター/始良郡湧水町木場754番地	☎54-1778
東部地域営農センター/霧島市国分中央三丁目3番10号	☎49-8701

委任状・貯金口座振替依頼書…切り離さずに提出して下さい。

記入例
記入の仕方

委任状

提出先 事務局へ

令和五年 月 日

始良地域農業用廃プラスチック類
適正処理推進協議会 会長 酒井 智樹 様

郡
住所 霧島市 国分中央三丁目3番10号
氏名 農協太郎 (農協)

私は、始良地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会長
に、下記事項を委任します。

記

委任事項

農業用廃プラスチック類の事務処理に関すること

- 農業用廃プラスチック類の委託契約
- 農業用廃プラスチック類のマニフェストの交付等の事務
- 処理費の徴収及び支払いに関すること
- その他農業用廃プラスチック類の処理に必要なこと

記入例
記入の仕方

貯金口座振替依頼書

取扱農協

あいら本所 支店(所) 出張所 御中

令和五年 月 日

収納企業・団体名	始良地域農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会		料金等の種類	
貯金者	住所	霧島市国分中央三丁目3番10号		
	(フリガナ)	郵便番号 899-4332 (電話番号 55 - 7311)		
氏名	(フリガナ)	のうきょう たろう		
	氏名	農協太郎 (農協)		
契約者 上記の 氏名と 異なる とき	住所	郵便番号 (電話番号 -)		
	(フリガナ)	氏名		
契約者番号				

私は上記の料金等をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

指定口座	あいら農協支店(所)	種日	口座番号	振替日
	本所 出張所			
	金融機関コード	当座②	1 2 2 3 5 6 7	(休業の場合は翌営業日)
振替開始	令和 年	月	支払分	

記

- 私が支払うべき料金等について農協に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を貯金口座から引落しのうえ、お支払いください。
なお、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。
- 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず、小切手の振出または貯金通帳および貯金払戻請求書の提出はいたしません。
- 貯金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されてもさしつかえありません。
- この契約は、貴農協が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
- この貯金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴農協の責によるものを除き、貴農協にはご迷惑をかけません。

(取扱店控)